

【 その他の加算 】

R7. 3. 1改正

★初期加算 (短期利用対象外)	入居した日から起算して30日以内の期間に加算。	30円／1日 900円／30日
★医療連携体制加算 (Ⅰハ) (介護予防を除き短期利用可)	環境の変化により影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症高齢者グループホームで生活を継続できるように看護師を配置することによって、適切な対応がとれる等の体制を整備している。(要支援2以外)	37円／1日 1,110円／30日
★協力医療機関連携体制加算 (介護予防を除き短期利用可)	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する。	100円／月
★認知症チームケア推進 (短期利用対象外)	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進。	120円／月
★若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者を受け入れる体制を整備している。(該当者のみ加算) 65歳の誕生日の前々日までの対応。	120円／1日 3,600円／30日
入院時費用	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整える。 (1カ月に6日を限度)	246円／日
退居時相談援助加算 (短期利用対象外)	利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居するにあたり、退居後の相談援助と退所後のサービス提供者への情報提供をした場合。(入院は対象外)	400円 入居者1人につき1回
退居時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。(1人につき1回に限り算定)	250円 入居者1人につき1回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期利用共同生活介護が必要であると医師が判断した場合。 (7日間を限度)	1日につき 200円
★看取り介護加算 (介護予防・短期利用対象外)	死亡日45日前～31日前	72円／1日
	死亡日30日前～4日前	144円／1日
	死亡日前々日、前日	680円／1日
	死亡日	1,280円／1日
栄養管理体制加算 (短期利用対象外)	栄養管理士が(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと。	30円／月
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。	240円／日
★科学的介護推進体制加算	科学的なデータに基づき、ご利用者様一人ひとりに合わせた最適なケアを行うための加算です。	40円／月
認知症対応サービス提供強化体制加算Ⅲ	介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上。	6円／1日
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.8%を乗じた単位数	所定単位数に17.8%を乗じた単位数

※月額設定されている利用料につきましては、月の途中の入退居であっても、全額お支払いいただきます。

※利用料金の変更について